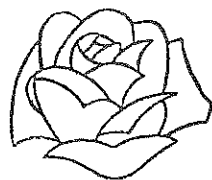


広報

# かがやき

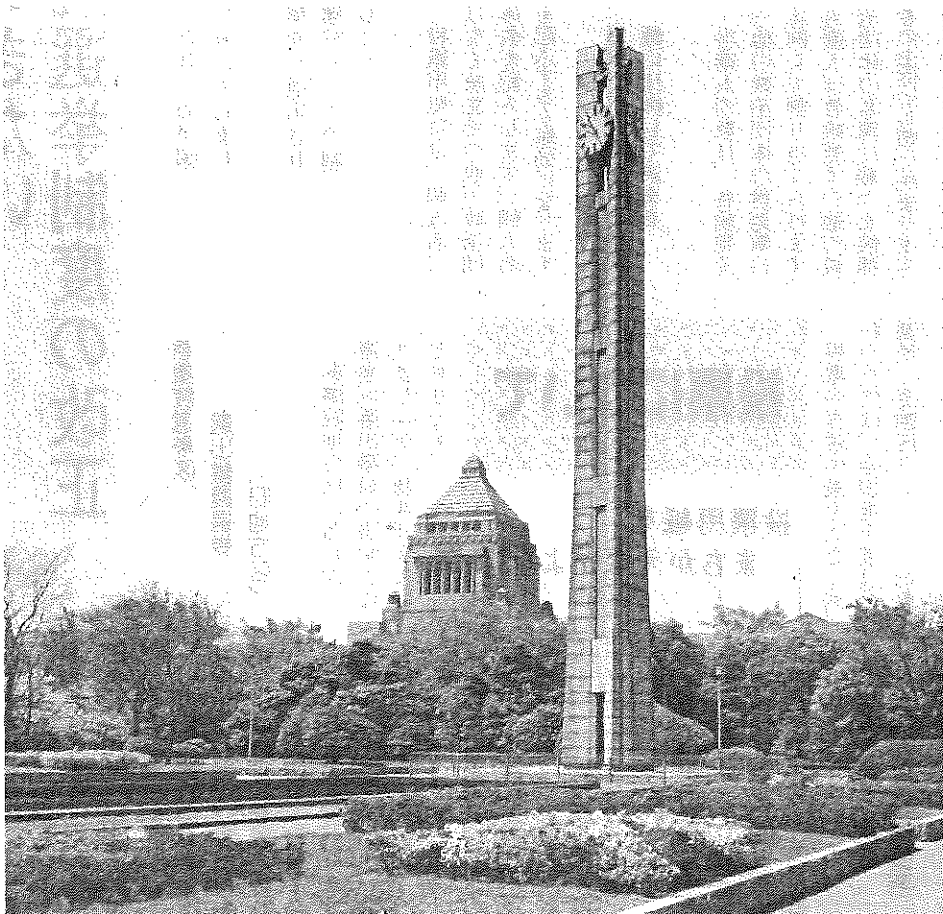


発行 福井県勝山市  
勝山市選挙管理委員会

編集 市企画課

911 福井県勝山市元町1丁目1番1号  
☎ (07798) 8-1111

## 6月26日参議院議員通常選挙



### きれいな選挙で 明るい日本

今回の参議院議員通常選挙は、厳しい社会、経済環境のなかで今後の日本の進路を方向づける極めて重要な国政選挙です。そのためには、すべての国民が選挙の意義を自覚し、ルールを守りながら進んで投票に参加しましょう。今回の選挙から、従来の全国区選挙に替えて、比例代表選挙が行われます。

今回の比例代表選挙は、決してわかりにくいものではありません。比例代表選挙では有権者は、各政党あるいはその他の政治団体が提出した候補者名簿を点検して、その一を選び、その政党などの名称または略称を書いて投票することになります。

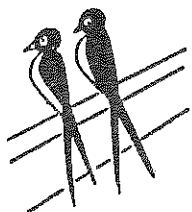
その結果、各政党などの得票数に応じて、各政党などの当選人数が決まります。

選挙運動の面でも、従来の候補者の選挙運動自動車とか候補者のポスターとかいったものがなくなり、政党などが選挙運動の中心となります。

全国区選挙については、以前から多くの批判がありました。比例代表選挙は、その批判にこたえるために、替って登場したものです。

初めての比例代表選挙ですから、かつてが違ふことでしょうが、これを定着させ、育てあげるために、有権者の関心と支持と自覚ある行動をお願いします。

なお、従来の地方区選挙は、「選挙区選挙」と名称が変わりましたが、内容は今までどおりです。



# 6月26日は 参議院議員通常選挙

## 知っておきたい 参議院選挙制度の改正

参議院全国区制が改正され、わが国で初めての比例代表制が導入されました。

今回の参議院通常選挙から適用されますので、内容を十分理解してこの制度をいかすよう努めましょう。

### 参議員比例代表選挙 (旧全国区)

1、個人から政党その他の政治団体への選挙

今までのように、個人個人の候補者に投票するのではなく、政党その他の政治団体に投票します。

2、候補者は政党その他の政治団体の名簿に載る

各政党その他の政治団体は候補者を選び、順位をつけて名簿を提出します。有権者は名簿やその政党その他の政治団体の政策などをよく見て、選ぶ政党を決めます。

3、投票用紙には  
政党名などを

投票用紙には、個人名ではなく政党その他の政治団

体名を記入します。個人名を記入すると無効になります。

4、当選者は政党などの得票数に比例して決まる

当選人の数は、各政党その他の政治団体の得票数に比例して割り当てられます。当選人は各政党その他の政治団体の名簿に載った候補者の上位から順に決まります。

### 参議院選挙区 選出議員選挙 (旧地方区)

参議院地方区の名称が、選挙区選出議員の選挙となりましたが、制度は今までどおりです。

## 投票について

### 投票用紙を まちがえないように

投票の方法で最も大きく変わったのは、全国選出議員の選挙(全国区)について拘束

名簿式比例代表制を採用したことにより、候補者個人へ投票するのではなく、政党その他の政治団体へ投票するようになったことです。

地方選出議員の選挙(地方区)については、選挙区選出議員の選挙と呼び方が変わっただけで、個人へ投票することとはこれまでと変わりません。

### 1、投票用紙

選挙区選出議員(旧地方区)の選挙と比例代表制(旧全国区)の選挙は、同時に行われますが、投票用紙の色が違ってしますので、よく確認して投票してください。

- ◇ 選挙区選出議員選挙(旧地方区) 薄黄色
- ◇ 比例代表選出議員選挙(旧全国区) 白色

### 2、選挙区選出議員 (旧地方区)の投票

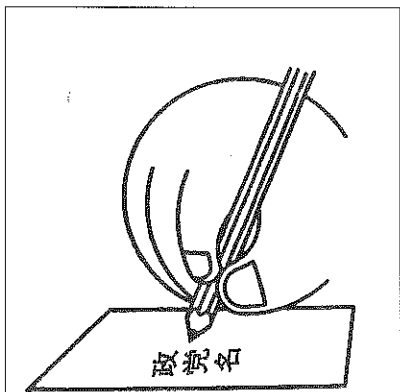
投票所で投票するとき、選挙区選出議員(旧地方区)については、今までどおり、投票記載所に候補者の氏名などが掲示されていますので、よく確認をして投票してください。

### 3、比例代表選出議員 (旧全国区)の投票

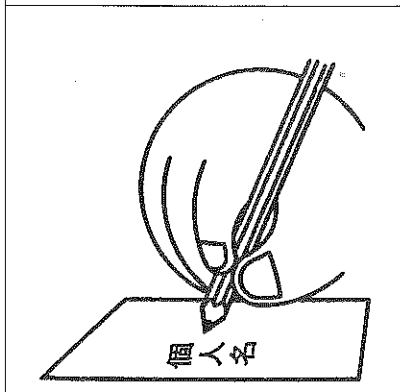
次に、比例代表選出議員(全国区)についてですが、投票所の適当な場所に、名簿を届け出た政党その他の政治団体の名称、略称および当選人となるべき順位をつけた候補者の氏名が掲示されていますので、よく調べたうえで、政党またはその他の政治団体の名称あるいは略称を記入してください。

### 4、投票の順序

- 投票の順序は
- ① 選挙区選出議員選挙(旧地方区) (薄黄色)
  - ② 比例代表選出議員選挙(旧全国区) (白色)
- の順となりますのでご注意ください。



比例代表選挙



選挙区選挙



# あなたが選ぶ 住みよい社会



## 選挙の できる人 できない人

今回の選挙で、勝山市において選挙ができる人、できない人は次のとおりです。

○ 昭和三十八年六月二十七日以前に生まれた人で、住民登録をし、引き続き居住している人

○ 勝山市に、本年の三月一日以前に転入、住民登録をして、引き続き居住している人

できない人

○ 本年の二月二十五日以前に、市外へ転出された人

○ 公民権を停止されている人

入場券は郵便でお届けします。

入場券は、投票日の一週間前までに有権者の皆さんのお手もとへ、郵便でお届けします。

もし、入場券が届かないときは、市選挙事務局(電話八一一一―内線二六五番)までご連絡ください。

入場券は、投票日まで確実に保管しておき、投票日に氏名などをまちがえないよう出して、投票所の受付へ出して

ください。

万一、入場券をなくした場合でも、投票所の受付でその旨、申し出れば投票ができます。

市内うちで住所を変更された人の投票所は

六月一日から投票日までの間に、市内うちで住所を変更された人は、変更前の住所地の投票所で投票をしてください。

投票時間は

午前七時から  
午後六時まで です。

ただし、次の投票所は、投票所閉鎖時刻を一時間繰り上げ、午後五時に閉じますのでご注意ください。

○ 第七投票所(芳野ヶ原分校)

○ 第十五投票所(小原分校)

○ 第十七投票所(杉山分校)

投票日に  
サイレンが鳴ります。

六月二十六日の投票日には、これまでどおり投票開始の午前七時と、投票所閉鎖一時間前の午後五時に、サイレンを鳴らします。

午後五時のサイレンが鳴りましたら、投票を済ませていない人は、一時間以内に必ず投票をしてください。

## 不在者投票

次のような理由がある人は不在者投票ができます。

- (1) 投票日の当日、自分の投票区以外のごとで仕事に従事しなければならぬ場合
- (2) やむを得ない理由(例えば、新婚旅行など)または、事故(例えば旅行先での病気やけがなど)のため投票日に他の市町村に滞在している場合

不在者投票をするときは印鑑を忘れずに

不在者投票をする人は、選挙管理委員会事務局へ印鑑を持っておいでください。

投票日の当日に、投票に行けない理由を宣誓書に記載するだけで不在者投票ができます。

おわかりにならない点がありましたら市選挙管理委員会事務局(八一一―)へお尋ねください。

郵便で不在者投票ができます。

- (3) 病氣、負傷、妊娠、老衰、あるいは、身体障害のため歩行が困難で、投票日に投票所に行けない場合

不在者投票のできる  
期間、時間、場所

△期間

六月三日(金)から六月二十五日(土)まで。

土曜日、日曜日を問わず受け付けています。

△時間

午前八時三十分から午後五時まで。

△場所

市役所三階選挙管理委員会事務局

▽身体障害者手帳の交付を受けている人で、次に該当する人

(1) 両下肢、体幹の障害(特別項症から第二項症)

(2) 心臓、じん臓、呼吸器障害(特別項症から第三項症)

なお、くわしいことは市選挙管理委員会事務局(八一一―)へお問い合わせください。

